

論 說

痴漢と冤罪についての一考察(二)

斎 藤 信 治

はしがき

I 要点概説

(注、参考文献・略称)

(以上、一二六卷五・六号)

II 要点各説

第一款 被害の実在性(1) 単なる物理的接触

第二款 被害の実在性(2) 変わり種——背もたれ痴漢疑惑事件

第三款 大きな問題——巧妙に隠れる悪賢い痴漢

第四款 被害の実在性(3) デッチ上げ

第五款 決定的・決め手かが問題の証言二種(及び警察官「現認」事件)

(以上、本号)

第六款 「痴漢」の社会的問題性

痴漢と冤罪についての一考察(二)(斎藤)

第七款 繊維鑑定・DNA鑑定などの科学的証拠の原則的重要性

第八款 数多い「痴漢」無罪事件

第九款 逮捕より、早期中止要求発声・防衛を！

III 裁判例から

IV 各方面へのメッセージ

II 要点各説

第一款 被害の実在性(1) 単なる物理的接触

他人の鞆や体などが当たっていたただけなのを他人の手による痴漢と誤解したかと思われる逆転等無罪事件としては、たとえば(なお、別に前回の注3に掲記の諸例)、三鷹バス事件(東京高判平二六・七・一五〔河合健司裁判長〕)、駅内エスカレーター事件(大阪高判平二八・一一・二〔後藤眞理子裁判長〕)、右手の甲が女性の胸に接触事件(東京地判平三〇・九・二二〔井下田英樹裁判官〕)がある。なお、同種誤解の可能性も考えられそうな京王線逆転無罪事件も注目に値しよう(東京高判平二二・七・四〔安廣文夫裁判長〕。弁護六〇五〔二審判決〕、六〇七〔二審判決〕)。これらの事件の概要は以下のように、男も誤解されないように時に注意する必要がある。

〔一〕 三鷹バス事件については、ネット上にも記事が見られる(『マガジン9』内の「どん・わんたるう」氏・小石勝朗氏の記事等に加え、BS1スペシャル「ブレイブ 勇敢なる者 えん罪弁護士・今村核」。なお、同番組の出版化、佐々木健一『雪ぐ人』)ほか、判例時報二二四六号一二三に、専門的なコメント付で、高裁判決と破棄された地裁判決の各全文が紹

介されているし、今村核（主任弁護士）・刑弁八一号七四、池添徳明・File二〇号二〇、一二号四〇（ツイッターでの一審判決批判も効果的だった様子）もあり、詳しくはそれらをお読み頂きたいが、女生徒も初めは本当に痴漢か相当疑ったようだ。しかし、結局、バスの揺れで傾いたとき、被告人が真後ろに立っている状態で、「被告人の左手は吊革につかまっていたが、右手は分からなかった。被告人から、手のひら全体でお尻の左側を数回なでられた。お尻の付け根の辺りから上へべったりとまで上げるような触り方だった。それが手であったことは、指の形だったり温かさだったり、少なくとも物では絶対ないことは分かる」といった心境に至った。しかし、上記のように、被告人の左手は吊革に掴まっていたと供述している。しかも、その点は車載カメラの映像でも、一〇〇%ではないにしても、大いに裏付けられたし、揺れるバス内で立っている場合、吊革等に掴まるのは常識でもある。それにも拘わらず、一審判決が「問題の時間帯の左手の状況は不明であり（被告人の「ごめんなさい」発言に関する弁解等も「不自然」）、バスが揺れている状況下で、右手で携帯電話を操作しながら、左手で痴漢行為をすることは、容易とはいえないけれども、著しく困難とまではいえない」（！）などとしているのには、「合理的な疑い」を無視しているか、むしろ、それ以上の無理を犯している嫌いがある（別に、混乱した判示も）。なお、同映像で窺われ一審判決も認めているように、被告人は右手では携帯電話を操作し恋人と通話しており、先行する恋人との（間もなくデートするという、乗車前の）約束以降、恋人とのメールでの（会う時間に関する）やりとりの間や直後（デート前）の痴漢も、関心が向くとは思われないう意味で、心理的に考えにくかろう（一審判決も、右手では不可能に近いと認めているが、心理的には左手でもほぼ同様と思われる）。また、手の平全体で数回べったりと撫でられたというが（スカートの生地は、触れば手に繊維が付きやすいものだった等の指摘も）、繊維鑑定はシロだった。なお、女生徒の背後に立っていた被告人はリュックサックを前に提げていた

ので、それが女生徒のお尻に接触したことも考えられやすい。この例のように女性の一部は臀部の感覚に自信を持っているが、臀部感覚はそれほど精密なものではなく、当てにならないことについては、貴重な研究がある（大森ほか七〇）。なお、鈴木二三四（升味）。一審は、仮に小生が裁判官でも同じになるかも知れないが、一般には殆ど犯罪者の被告人それも男ではなく、検察・警察に支持・指導された女性それも女生徒に味方し、無理をしてまで有罪判決を下している（検察なども要反省か）。これに対し、二審のベテラン裁判官達は、弁護人ら・被告人の驚くほど徹底的な（詰めの鑑定依頼を含む）反証活動にも動かされたか、車載カメラの映像、被告人の言動等の綿密な検討の末に、「被告人が述べているように、被害者は、被告人が携行していたリュックサック等の臀部への物理的接触を、故意の痴漢行為と勘違いしたのではないかとの疑いは残るとみるのが合理的」と判示しており、十分に納得のいくものだ。

（二） 駅内エスカレーター事件では、エスカレーター上で臀部を着衣の上から触られたと感じた被害者（五〇歳）が振り向いて被告人に「触りましたよね。」と言いい、これを聞いた被害者の次女も直ちに「おっさん、触ったやろ。」などと言って、二人で被告人を捕まえた。少し酔っていた六〇歳前後の被告人は、駅員に「私の話も聞いて下さい。」と言って無視されたが、弁解録取書には「……女性のお尻を触ったことに間違いありません。」と記載されており、一審では有罪の証拠とされた。しかし、高裁のみるところ、被害者の証言は不十分であり（被告人から「手で」触れたと判断した根拠は、「臀部の感触」と「直後に見た被告人の手の、エスカレーターの手すりの方へ引つ込む動き」に過ぎないし、それぞれ問題がある）、その次女の証言も、「被告人の手が母親の臀部付近に伸び、当たっているのが見えた」というが、不自然さと変遷や母親の証言との不一致があり（自身の明確な目撃なく母親に加勢した可能性を排斥できない）、被告人の両手から採取された微物に関する証拠も推認力の欠けるものに過ぎない。結論として、故意に手で触ったのかは疑わ

しく、鞆（か何か）が当たったに過ぎない可能性も排斥できないとして、逆転無罪とされた（判旨は精緻と思われる）。

〔三〕 手の甲接触事件は、午前七時ごろ混雑した電車内で会社員の手の甲が二二歳の女性の（着衣に覆われた）胸に電車の揺れに伴って複数回押し当たり、「防いでもやっつてこよう」としたりしていたので偶然ではない」と痴漢視され、下車直前に携帯電話で服や腕を撮影された末、起訴されたが、女性の供述には変遷・混乱もある一方、痴漢の意図を推認できるほどの事情は認められず、「電車の揺れや周囲の乗客の圧力による身体的接触を、意図的な痴漢行為であると誤認した可能性は十分考えられる」等として、無罪とされた。被告人の乗り越しなど気になる点も残るものの、女性の誤解だった可能性は十分と思われる。

〔四〕 京王線の調布・明大前間で、着衣の上から臀部・大腿部付近を撫で回したとして起訴された事件では、逆転無罪とした高裁も、痴漢被害の存在自体は認めており、確かに、被害者は被告人が犯人だと断定しているものの、触っている犯人の手自体は見えていないと自認していること、当初は不確かな消去法で右後ろにいた被告人を犯人視していたようでもあること等から考えて、人違いの可能性、すなわち隠れた真犯人の可能性も否定し切れないとは思われる。二審判決も、「当時車内は満員の状態であったから、当然被害者の真後ろにも乗客がいたと考えられるところ、被害者は、自分の真後ろにも人はいたと思うが確認していないと証言して」おり、「結局、被害者の真後ろにどんな人がいたかは明らかでなく、被告人以外の者が犯人である可能性を否定することはできない」としている。が、他方、精緻な二審判決を読んでも、痴漢の手と間違われかねない長身の被告人が持つ鞆と袋（鈴木一八によると、これらを被害者が後ろに押しつけるように蹴飛ばしたとか。あるいは、右後ろからの痴漢の手とでも思ったのか？）等や、被害者と背中合わせに（あるいは、被害者の真後ろに）立っていた（と被告人が言う。なお、鈴木一八にも「デイバックと」記載の）女性の背負っ

たデイバッグ（これは被害者に当たると思われるが、被害者はこれを認識していない。あるいは、むしろ、後方からの痴漢の手だと誤認した可能性も？）は出てきても、真犯人の影はどこにも格別は見えないかのようでもあるのが（ただし、第三款も参照）、やや気に掛かる。また、実質的に被告人と弁護人の共著であり、人生を激変させる痴漢冤罪の重苦しさ、弁護人の無辜救援活動に立ち塞がる障壁の多さ・峻険さ等々を伝え大変参考になる、鈴木の本の二五四（升味佐江子弁護士による解説の部分）には、「私は、どうしても、痴漢行為があつたということ自体が思い過ぎしなのではないか、鞆とか傘とか傘を握っている拳の指の付け根の関節とか、当たつたものを指とか手と思つたんじゃないの、という疑問を拭きませんでした。その一方で、痴漢行為がないなんていう想定を裁判所がする訳ないと『確信』していました。だから、」云々とあるのも、注目される。序でながら、二審が、不可能でもないが恣意的な論法を避けて、無罪とした（弁護六〇〇参照）ことに關して、同弁護人は「なんだか夢のようにフェアな裁判所に当たつたんだなあ、と思ひました。」とも記している（詳しくは、鈴木二六六参照）。

第二款 被害の実在性（2） 変わり種——背もたれ痴漢疑惑事件

このバスの背もたれを掴んでいたのを痴漢視されたらしい事件は、幸い二審で逆転無罪となつたが（東京高判平二六・二二・一一〔村瀬均裁判長〕）、女性の思い込みに基づく痴漢冤罪が（普通想定されるような範囲も超えて）相当広がり得る可能性を示している点で特記に値しよう。一審（地裁）が有罪認定した事実、検察官主張の公訴事実と同様のもので、その要旨は、午後八時前、走行中のバス内で二三歳の女性の右脇を着衣の上から右手で撫で回した、という地味なものである（これは、やや違和感もあるが、迷惑行為防止条例に違反する「卑わいな行為」とされた）。その証拠とし

ても、被害者の（後記のように、疑問な）証言があるのみで、客観的証拠はない（バスのドライブレコーダーには問題の行為自体は映っていないし、被害者の着衣から採取された付着物からは被害者のDNAのみ検出）。痴漢撲滅と（その関係での）女性保護は「国策」で、特例かも知れないが、よく起訴したものだ。

被害者の証言の概要は、「進行方向に向かって右側の窓側の席に座っていたところ、被告人が後ろの座席に座ってしばらくすると、右脇の付け根から下に約八センチほどのところに、着衣の上から或る程度柔らかいものが、触れるか触れないかの強さで当たり、直径五センチほどの円を描くように、速くもなく遅くもなく動き続けるような違和感を感じた。後ろの座席から傘などが飛び出して、それが当たっているのかな、と考え、特に体勢を変えたりはしなかったが、約四五秒間そのような違和感を感じた後、それが何かを確認するため、体勢を変えずに左手を右脇に差し込んだところ、手の甲側の指先部分に触れ、その直後、その手指が後ろに引き抜かれるのを感じた。そこで、後ろを振り返ったところ、被告人が寝たふりをしたため、被告人から右脇を手で触られていたのだと思った。」というのだ。他方、被告人は、「私は右手で前の座席の背もたれの右端を掴んでいただけであり、被害者が振り返る少し前に、その右手の指先に何かに触れた気がしたので、掴む場所をややずらし、その後、再度、右手の指先にしっかりとしたものがコツンと当たったので、右手を引いたが、それ以外に被害者に触れたことはなく、触るつもりもなかった。被害者が振り返った際、寝たふりなどはしていない。」旨主張する。被害者は、被告人が痴漢行為を否認し続けるや、バスの運転手の所に行つて、痴漢された旨申告した。

被害者の証言とくに太字部分が確か（信用できる）なら、一審判決のように、「被告人が右手で被害者の右脇を撫で回した」事実を認定できそうだが、問題はそれが本当に確かなものなのか、である。二審判決は、それには「思い込

みや勘違いが含まれているのではないかという疑いを払拭することができない」とした。その根拠としては、とりわけ、もし被害者が当の時点で本当にそのような違和感を覚えたのであれば、後ろの人が手を伸ばして触っているのではないかと容易に考え得た筈であるのに、そのような考えに至らず（却って、「後ろの座席から傘などが飛び出していて、それが当たっているのかな、と考え」）、そのため回避行動にも至らなかったというのは、理解し難い、言い換えると、被害者の上記太字部分のような証言内容は、実は、違和感を覚えた時点の認識をそのまま述べたものではなく、その後、違和感の原因は被告人の手だと認識したことから、事後的に記憶を喚起し、あるいは推測（ないし、思い込み・勘違い）したのではないかという疑いが払拭できない、というのだ。結局、「被害者の感じた違和感が、被告人が背もたれの右端を掴むことによって感じさせたものではないと断定することは困難である。」と。これは鋭い洞察で、人の証言を鵜呑みにするのは危険であることの良い一例になっているようにも思われるが、どうだろうか。

第三款 大きな問題——巧妙に隠れる悪賢い痴漢

痴漢犯人の特定で、特に注意を要すると思われるのは、「痴漢で捕まるのは、殆どが初級者か痴漢冤罪者で、上級者・中級者といった痴漢常習者は、満員電車内痴漢の大部分を犯しているが、自ら捕まるようなヘマは先ずせず（庭山英雄・弁護二〇七）、間々、善良な他人を間に介在させて、その他人の方が疑われるようにして痴漢を働くものである。」旨の指摘である（荒木伸怡・弁護二七、秋山・迫る二九一、池上九六、山本四二等参照）。確かに、常習か否かを問わず、痴漢を働く者は世の中に数多いようであるが、当然ながら、捕まりたくない、そのリスクを最小にとどめたいと思う者も多そうである。とくに犯行頻繁な痴漢常習者の殆どは、その策略に長けていよう。だとすると、犯人と気付かれない

よう、「他人を間に介在させて」痴漢を働くケースは多く、とりわけ、①被害者の背後にいる無関係の二人の間隙等から更に背後の犯人が手を伸ばして触るとか【その無関係の二人が密着していない場合など被害者との距離は二人とそう違わないことも多いし、二人の肩が密着していても二人の腰の間には隙間ができ背後から手を差し入れれば被害者の体に楽々届く。犯人は、被害者に直接接していないから疑われにくいし、「そんなに手の長いヤツはいない」とも——次の「二」で取り上げる事件の場合のように——軽信・看過されがちだし、方向が真後ろだから時に死角にもなりがちだ（被害者のすぐ真後ろにいた真犯人が見落とされた可能性も残るとされた例として、第一款「四」でふれた京王線逆転無罪事件の東京高判平一二・七・四】、②被害者と正面から向き合っている（あるいは、被害者の後ろなど前後に同じ向きで立っている）無関係の市民が痴漢をしていると思わせるべく密かに左右の横合いから手を伸ばすとか、のかたちで痴漢を働くケースが多く存在し、その煙幕・ダミーとして利用された他人が不幸にも痴漢と間違われて捕まり起訴・処罰される場合も結構ありそうに懸念される。

〔一〕たとえば、西武新宿線第三事件（今村核・統弁護九七、同・弁護士二二八、秋山・迫る二八三参照）では、被害者（女子高生）の背後に（女性と横並びで右側に）いた会社員が、被害者に捕まえられ、起訴され一審（著名裁判官）有罪となったが、被害者は被告人の乗車駅の次の駅の乗車ホーム上から痴漢被害を受け始めたと述べており、この一事だけでも、既に被告人の犯人性は疑わしく（他にも、被告人のしていた特大の腕時計が「パンツの中に手を入れ陰部を触った」「パンツはずり落ちなかった」という痴漢内容と調和しにくい、そもそも被害者が被告人を犯人と思った根拠が不十分、警察が微物採取を怠れた等の問題があったが）、被害者の後ろの左右に並んでいた女性と被告人の更に背後・真後ろに真犯人——被告人のいう「外国人風の男」——がいた可能性が（その可能性はないと被害者を誤導した捜査官の思い込みに反して）極めて高そ

うな事案である【被告人は、東京高判平一八・三・八（原田國男裁判長）で逆転無罪となった。詳しくは、原田八七、九二、更に、加藤健次・刑弁四七号一二五、小澤七、二二六（極限状態に追い込まれた家庭と妻の自殺未遂）、なお、File 創刊号一三、三〇、四〇参照】。この事例は、その種の事案が実際多いかも知れないことを窺わせる貴重なもので、この教訓は極めて重く、被害者（時に捜査官・裁判官）の「常識」・素人考えによる犯人特定は、かなり多くの事案で、当てにならないことになった訳である。

（二） そのほか、真犯人は被疑者・被告人の横合いから手を伸ばして被害者に触っていたという可能性にも、また、大いに注意が必要だ。たとえば、東京地判平二九・三・九（伊藤ゆう子裁判長）は（東京高判平二九・一二・一二（大熊一之裁判長）が支持）、JR湘南新宿ラインの通勤電車内で一七歳の女性の下着内に手を入れて陰部付近を触ったとして強制わいせつ罪に問われた五〇代の被告人につき、被害者は「股間の前に伸びている手は被告人の手しかなく、そのほかに被害者の周囲に伸びている手はなかった」等と主張するが、被害者の周囲のどこにどのような人がいたのか記憶がないとも述べているし、乗客同士の服と服が接触し床が見えない位の混雑ぶりでも、かつ、被告人の左腕にコートが掛かり被害者の服に接触もしている状況で、他に手が伸びていないことをどのように確認し得たというのか明らかでない等の問題がある一方、被害者の傍に、別の男二人が立ち、被告人は左腕にコートを掛けていて、第三者が被告人のコートの下から（被害者に見えないように）手を伸ばして猥褻行為に及んだ可能性も排除しきれない、等として、無罪を言い渡した（なお、被告人は手の付着物を採取されたが、被害者のDNAは検出されなかった。第七款（六）第一段落）。

他にも、貴重な裁判例がある【とくに、東京地判平二四・九・二〇井下田英樹裁判官（たとえば、被害者の左隣に立っていた人物からの実行も可能）、大阪地判堺支判平二二・一一・一二飯島健太郎裁判官（被告人の右側にいた者

による犯行の可能性)、大阪高判平一九・五・二五陶山博生裁判長〔被害者の右側にいた者等の可能性。逆転無罪〕、札幌地判平一五・五・九森島聡裁判官〔被告人の左横の男の可能性〕。

第四款 被害の実在性(3) デッチ上げ

デッチ上げの事案としては、示談金獲得目的で関西の私大生が交際女性を利用してデッチ上げ虚偽告訴で実刑判決を受けたケースや、構ってくれない夫を振り向かせようと痴漢被害をデッチ上げ実刑判決を受けた例もあるが(これらについては、より具体的な内容はさほど重要性が高いとも思われない上に、何時までも過去を暴き立てるのは躊躇される事情もある)、議論は控えたい)、意外に広がりがある考え得るようでもあり、特別に注目に値すると思われるのは、むしろ、不快感・迷惑視からのデッチ上げの問題である。以下、これに関して述べたい。

なお、デッチ上げ疑惑は、不当に隠蔽されるべきではないが、希薄な場合など安易に公にされて良いことでもないため、判断微妙(裁判所慎重)で表面化しないケースも考えられる。

(一) 第一に上げるべきは、最高裁平成二二・四・一四防衛医大(名倉)事件逆転無罪判決であるが、これは、後にⅢ-1で詳しく紹介・検討するので、デッチ上げ疑惑の点もそこに譲る。

(二) 新しくは、一七歳の女子高生のブラジャーを下にずらして胸を揉み、同女の手を被告人の股間に押し付け、同女のパンツの中に手を差し入れて陰部を触り、唇に接吻したなどとして、強制わいせつ罪で起訴された事件で、被害者(仮称。以下同じ)の供述は、それほど具体的・迫真的とはいえない上に、不自然なところが多々目立ち、過去の(手を握るといった)迷惑行為を恨んで懲らしめようなどと虚偽の被害申告をした疑いが残る(また、被告人は検察官には

告白しているものの、それは、「認めれば帰れる」と言われており、早く家に帰りたい、仕事も辞めたくないといった理由に基づく虚偽告白の可能性がある」として、無罪とした裁判例（京都市判平二七・三・二〇〔渡辺美紀子裁判官〕）が注目される。

〔三〕 夕方スーパー屋上駐車場に止めた被告人運転の乗用車内で、いきなり助手席の女子高生の乳房を揉むなどしたほか、下着の中に手を差し入れ陰部に指を挿入して弄ぶなど強いて猥褻な行為をした（主目的訴因…強制わいせつ。訴因…檢察主張の罪状）、あるいは、被害者が一八歳未満と知りながら単に自己の性的欲望を満足させるため前記のような行為をした（予備的訴因…青少年健全育成条例違反）として起訴された会社員につき、仙台地判平三〇・二・八〔小池健治裁判長〕は、いずれの訴因もこれを認めるには「合理的な疑い」が残るとして、全面無罪を言い渡した。二人は会員制交流サイト（SNS）で知り合い事件前に二回は性交等があったと認定し、女子高生が被告人との従前の親密な関係を窺わせるLINEメッセージのデータを事件後に消去・隠蔽したことも重視して、「初めから無理やりされ」車内からLINEで彼氏に助けを求めた旨の女子高生の供述を疑問視し、むしろ、被害者は被告人との性的接触を当初は受け容れていたものの、途中から「やっぱり彼氏がいい。」と言ったため、被告人は驚いて、直ちに性的な行為を止めたにも拘わらず、彼氏が事件当時にはできていたのに被告人と性的接触をしてしまった言い訳などとして、初めから同意していない旨ウソを言った疑いも否定し切れない、等とした。また、予備的訴因に関しては、判決は、福岡県青少年保護育成条例違反事件についての最高裁昭和六〇年一〇月二三日大法廷判決（文献も含め極めて詳しいのは、高橋省吾・最判解二〇一。なお、拙著『刑法総論』三五）を引用しつつ、「被害者に対し本件当時に好意を抱いていたという被告人の供述を排斥することはできない。……被告人は、専ら自己の性欲を優先したとまでは言い難い。」等とした。

〔四〕 西武新宿線（第二）事件と呼ばれるケースでは、東京地裁が被害者の供述を実質「唯一の（有罪）証拠」と

認めつつ、これを全面的に信用して、否認を続けた被告人に対して、反省の色も見えないと懲役一年二か月の実刑を宣告したのに対し、高裁は「被害者の証言には幾つかの無視できない疑問がある」一方、「被告人の否認供述の信用性は、容易に否定できない」旨判断して、原判決を破棄し無罪とした。その功績は絶大と思われる。ただ、高裁も、弁護側の「狂言説」戦術的撤回の影響や被害者・検察等への配慮もあつてか、誤認逮捕の可能性を認定しているだけで、被害者の「証言を全体として見ると、その供述内容は、原判決が説示するとおり、具体的かつ詳細なものであり、体験に即さないのではないかと疑わせるような、空想的・作爲的な色彩は見られない（この点、被害者証言に係る犯行態様は、混雑する電車内で、犯人が自己の陰茎を露出して、見ず知らずの女性の手に一〇分間にわたり擦り付けるというものであるが、犯人が股間を押し付けるなどして被害者の反応を窺った上で、本件犯行に及んだと解することができる上、婦女子の前で陰茎を露出する公然わいせつ等事犯が世上稀ではないことも考え合わせれば、特異な犯行ではあるが、荒唐無稽とはいえず、むしろ、創作で語ることができるものではないといつてよい。」として【東京高判平一四・一二・五（仙波厚裁判長）。弁護三八四、三九八、烏海準・続弁護七二、秋山・迫る二八二、File 創刊号二〇、そして、悲惨な冤罪（三カ月）の身柄拘束も伴う捜査・裁判】被害に見舞われた被告人および妻の、うつ状態、頻繁な夫婦喧嘩、一家心中未遂まで含む赤裸々かつ綿密な苦闘記録として大変貴重な、矢田部九等参照。なお、周防五】。

しかし、愚見では、人違いの可能性だけではなく、むしろ、トラブルの不快感から、かつて知人から密室内で受けた行為などの（陰茎も触ったという）男性経験を参考に、デッチ上げた可能性も疑われる。被害者の専門学校生（一九歳）が受けたと称する上記痴漢行為は、「午前七時五七分ころから午前八時一〇分頃までの間に西武新宿線鷺ノ宮駅から高田馬場駅に至るまでの間を走行する電車内」という舞台も考ええると、被害者のみが感知し周囲に気付かれずに済む

とは到底見込み得ない（しかも、近くの乗客にも汚損被害が見込まれ黙過されるとは考え難い）公然わいせつ行為でもあり、余りに特異・荒唐無稽の感が強い（過激さ等からは常習犯としか考えられないのに、いとも捕まりやすい行動は常習犯タイプではない。そもそも二人は鷺ノ宮以降全く離れていたという趣旨に帰する第三者（被害者の友人！）の証言さえあるようだ。「鷺ノ宮以降、被害者の姿を全く見た覚えがない」とも述べる矢田部一九四参照）。

より分かり易そうな表現（弁護三八〇等参照）では「被害者の手を掴み、その手を動かして（一〇分間ほど）自己の勃起し露出した陰茎に擦り付け続けた」という上記の行為のほか、実は、それより前に、感触上、「勃起した陰茎を（田無駅出発後から鷺ノ宮駅まで、双方の着衣——厚手のウールコートと膨らみのあるダウンジャケット等々——越しに、約一〇分間も）被害者の腰骨下辺りに押し付け続けた」行為もあった、というのが被害者の独自の主張で（弁護三八一）、その際に（相手が自分より頭一つ分位背が高く、持ち物としてウォークマンのリモコン部分をのぞかせた黒のバッグを持っていたこと等を観察したほか）相手の服を覚え顔も見た（その点等から、二つの行為の犯人は同じで被告人だと断定できる）とも主張されている（「ちらっとだけ見た」という割に、被告人を、〇二か〇三の視力ゆえか正確さに問題がある部分を含むが、詳しく描写）。が、この前段階の行為は、そもそも起訴されていない（検察官すら、本格的攻防の対象とする自信はなさそう）。おまけに、この前段階の行為があったとすれば、大きな身長差（二六センチ位）に伴う顕著な不自然さが付け加わる（二審判決・弁護三六五、矢田部一五四等参照）。更に、そんな不快で執拗な痴漢行為が本当なら（更なる被害を避けるためにも）、鷺ノ宮で停車した時、（他の乗降客の動きに伴い）車両を変えるとか電車から降りるとか当然しそうなものだが、実際はそのまま乗り続けており、妙だ。

しかも、被害者が高田馬場のホームで痴漢呼ばわりした被告人が着用のズボンの前開き部分は、出し入れ容易な通

常のチャック式ではなく、四個のボタンで留める特別形式で（加えて、このズボンには体に密着しているタイプ等のため、ボタン部分を開くだけでは足りず、いつもベルトを緩めて用を足していたとか）、それも、容易には身動きがとれないほど相当混んだ電車内であり、更に、ズボンの上には股下約一〇センチまでのダウンジャケットも着ていたもので、既に勃起していたという陰茎の出し入れは、まして、周囲に目立たず且つ短時間でのそれは、至難・不可能だった筈だから、被告人は「鷲ノ宮を発つてから一分前後の頃、ごそごそして陰茎を出し、私の手を陰茎に擦り付けた」、「高田馬場のホームが見える辺りで、私の手を陰茎に擦るのを急に止めて、ごそごそし、出していた陰茎を中にしまった」旨の被害者の主張は、人違いよりデッチ上げを思わせる。

上記のような特異な「痴漢」は被害者が主張しているだけで（被告人は終始一貫否定）、それを裏付ける客観的証拠は何らない（気付いた旨の第三者証言などもない）。勃起し長らく刺激されたというなら（一種異常な者の興奮もあって）高い確率で出そう・付着しそうな体液等についても、その証跡なく（二審判決）、被害者も（躊躇の末に）付かなかつたと証言している由だが（なお、そんなことを本当にされたのなら、不潔感から早々に手を洗いたいものだろうが、手を洗ったのは後のことだという）、このような怪しげな訴え（しかも、容疑者否認）で立件・起訴するのなら、微物採取・DNA鑑定等が当然なされて然るべきところだ（なされた様子はない。なお、矢田部五七）。被害者が退避行動を取っていないのも変だし、被害に遭ったのは本当だと信用させたくてか、被害中に助けを求めるメールを発信しようとしたが圏外で送信できなかったとも主張するが、稀にしかない事態で眉唾ものだし、自分で声を上げたり争ったりもせず、離れた場所にいる友人に（掴まれていない方の手で持っていたバッグは可能なら肩に移し、その手で携帯を取り出し気付かれないよう、困難を押し）メールしたとしても助けられる訳はなく、そもそも不合理・不自然な上に、そう行動した証拠も不可

解なことに欠けている。

そして、注目されるのは次の事情だ。被告人は地裁公判で、「田無駅でアトピー症状の重い顔をした被害者が乗車してきて、私の正面に立ち、私にだけよというふうな顔で私の方を見た。私はすごく嫌だと思い、睨んだかも知れない。そのまま被害者と向き合っているのが嫌だったので、右前の方に身をかわした。」などと供述し（二審判決も参照）、これを受け、弁護士は、強いコンプレックスのある被害者に対し、被告人が強い嫌悪感を露わにしたため、被害者が強い怒りの感情を生じさせ、虚偽の犯罪を作り上げたなどと主張した。なお、被告人は、「思い当たることといえば、彼女が乗ってきた際、私の正面に立ちふさがり、睨まれたと感じたことで、私が彼女を睨み返し、舌打ちして、避けるように身体をかわしたことだった。その行為が、彼女の容姿——重症のアトピーのせいか（正しくはアトピーではなく痣だった）、赤黒い顔をしていた——を侮辱したと誤解されたかも知れないということ」とする（矢田部一五七・二一）。

どちら（か）が悪かったかは不明だが（睨んで「どけよ」というより「もっと奥に入ってよ」というのだった可能性も？ 気の毒な相手に睨み返し・舌打ちなどは刺激的・余計かも）、二人が感情的に対立したこと自体は間違いないさそうだ。そんな相手への痴漢は全くありそうでない（相手がおとなしく痴漢被害を甘受するとも考え難い）。相手は皮膚炎だと思つたら、尚更だ。なお、被告人は（会社が受験指示の）英会話の試験があるので勉強にCDを聴いていて、そもそも痴漢などに関心が向きそうでもない。加えて、プレーヤーの入った鞆を脇に抱え、他方の手は吊革を掴んでいれば、物理的にも痴漢は困難だ（吊革の存在は一審では被告人の虚構とされたが、少なくとも可能性はあることが二審では認められた）。そして、被告人の嫌悪感・反感の露骨な表明で、被害者が（コンプレックスも影響し）痛く感情を害されたことも確からしく思

われる。それが（それほど大変なことになるとまでは予想しないでの、仕返しのな）デッチ上げにつながった可能性は、あながち、むしろ、以上の諸点を総合考慮すると、到底排除し切れない気がするのだが（被告人を高田馬場で痴漢だと突き出した被害者が、その前、鷺ノ宮で車両変え等する訳にはいかなかったのも、納得がいく。また、被害者の友人の前記証言によると、実は、鷺ノ宮以降、被害者は被告人の近くにはおらず、これは「痴漢」の偽りを物語ると共に、仕返し作戦を練るに向き、願ける）、どうだろうか。

〔五〕 別に、気になるのは、一連の痴漢事件無罪判決の先駆となった宇都宮線事件控訴審判決である【被害者の証言は被害状況および犯人確認の点で多大な疑問ありとした当時画期的な逆転無罪の東京高判平一〇・一二・二。弁護一三三、六一五、六一九、池上一四一参照。裁判長は、後に最高裁長官になった島田仁郎で、大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法』第二版第三卷に甥の故・島田聡一郎早稲田大学教授と共著で責任能力を精緻に論じ、木谷四五（その最終講義に臨席）や、夏樹静子『裁判百年史ものがたり』末尾の「特別対談」に登場、ウイキペディアでも人物紹介】。被害者の主張によれば、満員電車の中で、陸の中に指を入れられ（身長差もあり、少しがむような姿勢になり、周囲に目立つのに）、七分間位も続けて指でピストン運動をされたという（そんな運動を七分ほどは通常あり？ しかも、途中駅での乗客乗り降りもあり、途中難を逃れられそうなもので、降車「駅直前で後ろを振り返って『降りて』」と言い、降車後は、被告人の袖を掴んで結構汚い言葉も使って大声で叫んだ）うえ、被告人が逃げようとしたので追いかけて捕まえたという摘発・逮捕行為の激しさからすれば、なおその感が強いが……）、極めて信じにくい「被害状況」であり（なお、被害者の言うところでは、犯人はハアハア息をしていた、「降りて」と言うと、男は少しうなずき、陰部を触るのを止めて、被害者のパンツの乱れを直した）、「犯人確認」（被告人が犯人だとの特定）も全く無理・不確かだと認定されている（被告人は、そのような猥褻行為をしたことは

全くない、と主張。会社役員らも被告人の無実を確信、昇格人事も決定の由)。さらに、被害者は一六歳の女子高生ながら、茶髪で、証言公判にクラスメート多数を呼び、セックス経験や何十回もの痴漢被害ありとも証言し、示談に前向きだったともされ、更に、注目すべきことに、被告人は途中駅で多くの乗客が乗ってきた際にそれらの乗客に押されてよるけ、その右肩を被害者の背中辺りに勢い良くぶつけ、その後、姿勢を立て直そうとした時に、鞆を持った右手の甲(やその鞆)が被害者のスカートの上からそのお尻辺りに触れて、ずり上げるような形にはなつた、とされるので、高裁判決の示唆する、何者かによる、被害者の主張よりも軽い猥褻行為の可能性、あるいは、更に、憤慨・腹癒せ等、ないし(併せ)、誤解と誇張も考え得るかと思われる(池上一四七、一六三も参照)。

(六) その他、十分な解明には至っていないものの、沖田国賠事件は、電車内での携帯電話の利用を止めるよう注意された女が逆恨みして痴漢被害をデッチ上げた疑いの濃厚な事件として知られている(秋山・迫る二九〇、沖田三、亀井一八三、一端ながら有益な最二判〔民〕平二〇・一一・七〔津野修裁判長。なお、判例時報二〇三一号一四に解説〕、など参照)。別に、飯島一五、三九、九八も、かなりトラブルからのデッチ上げ被害を思わせる。さいたま地判平三〇・一一・二一〔高山光明裁判長〕では、その可能性も否定し切れないとみられている。また、痴漢事件ではないが、トラブルからの(少なくとも客観的な)デッチ上げの危険を教える良い例がある。

第五款 決定的・決め手かが問題の証言二種(及び警察官「現認」事件)

《甲》注目すべき裁判例など

(A) 紛れもなく被告人がその手で触っているのを見たなど一見決定的・決め手

のような(逮捕協力者などの第三者あるいはより多くは被害者の)証言がなされていても、必ずしも当てにならないことに、

特に注意が必要だ（これらの者は、後に、《乙》第二段落で説明するように、時に事実上一種の「係争利害当事者」の危険な性格も帯び得る）。裁判所が冤罪防止に努めた貴重な実例が幾つもみられるが、たとえば、埼京線第二事件と呼ばれているケースが参考になる（一審の無罪を維持した綿密な東京高裁平成二二・八二九判決〔安廣文夫裁判長〕。弁護五八一〔控訴棄却〕。「有罪」とあるは誤り）、五八七、Ⅲ2B（ハ）、参照）。この事件では、被害者の臀部を着衣の上から触った犯人に関し、被害者と目撃者の証言があつたが、被害者の証言は「勇気を出して『やめてください』とそこそこ大きい声で言った……瞬間、犯人が触っていた手をすつと右後ろの方に引いたのが分かった。犯人を見ようと振り向いたとき、ちょうど右後ろの方にいた被告人と目が合った。被告人は、目を丸くして驚いた顔をしていた。手が届く人は被告人しかいないという感じだったので、被告人と目が合つて被告人の驚いた顔を見たとき、犯人はこの人だと思つた。」というに過ぎず、極めて疑問な主観的判断にとどまり、説得的な根拠に基づくものではないし、しかも、捕まえたとき被告人から「本当に私がやったのか」と聞かれ、「自信はないけれど、触られたことは確かです」と答え、また、その前、目撃者（仮称）から「捕まえようか」と聞かれて、「（犯人が）誰か分からない」と言っている位だから、被害者の証言のみでは被告人を犯人と断定し得ないことは明白である。他方、一見決め手の目撃者の証言は、「僕の手の甲と被告人の手の甲が触れているので、被告人の手の動きを感じ……被害者のお尻を触っているのを感じて痴漢だと思つた。触つているところを見てやろうと思ひ、電車が揺れたとき少し間隔を作ることができたので、そこから見ると、被告人が被害者のお尻を左の手の平で円を描くようにある程度の範囲を触っていた。……被告人の鼻息がはあはあど荒かつたのをはつきり覚えている。」といったものだが、多々疑問等が見出された。すなわち、「1」触つた部位、触り方が被害者の証言と食い違つている。「2」被害者証言と異なり、被害者が「やめてください」と叫んだ後も、被告

人の手は引つ込められなかった、としている（不自然でもある）。〔3〕目撃者の手の甲と触っている自分の手の甲が接触し続け、痴漢の動きを感じられそうなのに痴漢行為を続けたというのは、余りありそうでない。〔4〕目撃者は（ここの四年位の間に一五回位、電車内での痴漢行為を目撃し、うち、）正義感から痴漢を捕まえること、今回が四回目だというが、それにしては、とりわけ、被害者が大声で叫んだ後も、痴漢行為を止めなかったり、被害者も降車してからその意思を確かめた上で捕まえれば良いとしたりしているのは（逮捕の機会を失する可能性もあり）不自然だ。他方、被告人は、本件当時六〇歳の定年を間近に控えた勤続三六年の会社員で、当日も、翌日の株主総会の資料の修正のことで頭が一杯の状態で出勤していたと語っており、勤務態度・生活態度とも真面目で、前科・前歴もなく、一貫して犯行を否認し、その弁解内容も直ちに不合理とは言い難く、弁護人を介して検察官から「事実を認めて五万円払えば釈放します。被害者と示談すれば起訴猶予も検討します」と言われても、「やってもいないことを認めると一生後悔する。」と断り、更に、身の潔白を晴らすのに中途半端な姿勢ではできないとの思いから、上司に事情を説明して退職し、全ての時間を身の潔白を晴らすために費やすとの覚悟を固めて裁判に臨んでいる旨述べている（裁判所も、これを虚偽として一蹴することは難しい）。結局、高裁でも、一審の無罪判決が支持された。

その他、《1》弁護五〇八・五一四の「背後から左右の手を（私の下腹部に）回されたとき、私はその手を見たが、同一人の手でボタンなどが付いている白っぽいコートの両袖口も見えた。更に、右側から首だけ右に回して後ろを見たところ、背後にいた男性は白っぽいコートを着た被告人であった。」とも主張されたが、最初（本件当日）の調書では「白っぽいコートの袖」に関する供述は全くしていない等の看過し難い変遷、動揺や曖昧部分があり、また、「当時の混雑状態の中で、被害者が下腹部に回された手の袖口を確認することが果たして可能であったか否かについても、

疑問を差し挟む余地がある」等々と判示された総武線事件があり【東京高判平一三・三・二八龍岡資晃裁判長（無罪維持）】。本件詳細と一審判決につき、池上九、二〇二。なお、被害者は、自身も被告人もズボンとコートとを着用していたにもかかわらず、背後から「十数分間にわたり、尾てい骨とウエストとの間に勃起した男性器を押し付けられっぱなしであった。押し付けられたものが男性器であることは、勃起していて温かかったから間違いない」としたり（そのため、被告人側では硬度や温度に関する殆ど珍妙な鑑定書まで用意・提出！）、その際、一〇数分間も、体を動かすなど難を避けるための行動に出ていなかったりで、一・二審の不審を買っている【《2》第一款（二）で取り上げた駅内エスカレーター事件でも、目撃者の「被告人の手が母親の臀部付近に伸び、当たっているのが見えた」という証言は疑問視されたし、《3》後にⅢ1で詳しく紹介する防衛医大（名倉）事件でも、女子は「成城学園前を出ると、今度は、スカートの中に手を入れられ、右の太ももを触られた。私は、……捕まえたり、警察に行つたときに説明できるようにするため、しっかりと見ておかなければいけない」と思い、その状況を確認した。すると、スカートのすそが持ち上がっている部分に腕が入っており、ひじ、肩、顔と順番に見ていき、被告人の左手で触られていることが分かった。】等と、まことしやかに主張しているが、最高裁の多数意見に（事実上）信用されておらず、大いに注目に値しよう。別に、《4》尻を触っている手自体は見えないが触っている腕（肘の低位から手首付近まで・服）は見えたと（後には）被害者は述べている弁護六〇五・六〇七で第一款【四】の京王線事件、《5》腕・肩・顔は見たと称された弁護六一五・六一九で第四款【五】の宇都宮線事件や、太股を触っている犯人の（スカート外の）手首を見たうえ、肘、肩、顔と順に確認したと主張された本【A】末段掲記の東京高判平二七・三・二四に係る埼京線第X事件も、無罪で終わっている。

更に、注目すべきことに、《6》警察官が痴漢行為を現認したと主張された事件についてさえも、無罪判決が続いている（続弁護一三六の中央本線事件のほか、東京高判平二四・四・二六、横浜地判平二四・一〇・一九、神戸地判平二三・一一・一五。これらの判決は、科学的な捜査・鑑定の必要性を強力に裏付けていよう。後出第七款〔八〕参照）。

上記の点については、とりわけ、満員電車では（十分・確実な）目視等は概して困難な筈である。実際、痴漢している手の手首を目で確認して、順番に、腕、肩、顔と見ていったので、間違えている可能性はない、という主旨の検察官調査はあるが電車内カメラ映像や公判供述（二審でのそれだけでなく、原審のそれ）と整合的ではなく被害者自身公判で偽りと認めた事件につき（検察官が善意から何とか決め手となるような供述をさせたい誘惑に駆られるのも、その立場からすれば理解できない事ではないが、それだけに軽信すると危なそう）、東京高判平二七・三・二四〔河合健司裁判長〕は、「勘違いだと悪いと思い、太ももの辺りを見ると、スカートの下に手が入っていて、スカートの下辺りから犯人の右手首が見えていた」と検察官調査にはあるし、公判供述でも手首を確認したというが、詳しくみると、「痴漢行為に及んでいる犯人の右手首を被害者が目で見て確認できたか疑問である」し、「車内カメラの映像を子細に検討すると、それまで前を向いてうつぶむいていた被害者は、突然顔を上げ、被告人の方を振り向くや否や、直ちにその胸ぐらを掴む行動に出ていることが認められ、その間に、上記のように、手首、腕、肩、顔と順次確認している様子は窺われないう。諸々の事情を考慮すれば「被害者は十分な確認を行うことなく、被告人の胸ぐらを掴んだのではないかとの疑いを払拭することができない。」旨判示している（逆転無罪。なお、Ⅲ2A〔B〕（ハ）参照）。

〔B〕また、まさに痴漢中のその手を掴んだと主張されることもあるが、これも本当に確実と認め得るケースは少ないように見える。たとえば、弁護三一一（また、今村・弁護士一四四）の中央線第二事件（東京家決平一四・一〇・二八

小川正明裁判長）、弁護四八六の東海道線事件（先にもふれたが、東京簡判平二・八・一一横田忠裁判官。供述の変遷は被害女性側のみ存在。本判決と本件詳細につき、池上七七、九四、二二一）、続弁護一〇二の京浜急行第二事件（東京高判平一八・一〇・五阿部文洋裁判長）、大阪地裁堺支部平二二・一一・一二二（飯島健太郎裁判官）の南海本線事件、I要点概説（七）第二段落で取り上げた東京地判平二九・一・一一〔齊藤啓昭裁判長〕の横須賀総武快速線事件、で各被害者が（もつともらしく）主張した、痴漢している最中の（スカート・下着の中に入っている）その手を掴んで犯人を捕まえた、との主張はいずれも容れられていない（他方、例外的なのは、疑問な有罪認定の、弁護四五三・四五九の京浜急行線事件。後に、三三IIで取り上げるが、文献として小泉七）。

一つ具体的に紹介すると、初めに挙げた中央線第二事件では、被害者は、要旨「かつて警察官に指導されたように、スカートの中で左太もも後ろ付近を触っていた犯人の左手の（スカートの中に入っていないかった）手を自分の左手で掴み、そのまま背後を振り向いて犯人である少年の顔を確認」したので、「犯人は少年に間違いない。」と主張したが、少年は「突然、左手の甲部分を掴まれ」たのであり、「被害者にはふれていない」し、自分の右前や左側に犯人かと思われる男がいたと供述しているところ（第三者による本件痴漢の可能性を排除する証拠もない）、「被害者は、そもそも、少年の首を掴んだ瞬間を視覚的には確認しておらず、首を掴むことを狙っていたとまでは供述していない。また、……少年が首に腕時計をしていた可能性が高いのに、被害者は腕時計を掴んだか否かの点について記憶が不明確であること」等「からすると、被害者が……掴んだのは左『首』であるとの被害者の供述が錯覚や思い違いである可能性を否定し切れず、左手の『甲』を掴まれたとの少年の供述を否定し去ることはできない」のであり、「結局、少年が本件痴漢の犯人であると認定するには未だ合理的な疑いが残る」とされた。被害者が掴んだと称する、スカート

の中に入っていないかった「手首」が実は「手の甲」かも知れないとすると、手の平(掌)もスカートの外だったかも知れず、「スカートの中で痴漢中の手」を掴んだとは認め得ない訳である(今村核・続弁護四一参照)。ただ、仮に少年が腕時計をしていなかった場合には、被害者の供述を唯一の証拠として犯人と認定されてしまう危険は顕著だったようにみえ、そうならないような——幸運(や関係者の活躍等)に依存しない冤罪回避の——考え方が是非とも必要と思われる。一つには、仮に被害者主張のように「スカートの中に入っていないかった少年の『手首』を掴んだ」としても、その手首とスカート内の手指(掌)とが、人違いの可能性を残す「近い」というだけではなく、「確実につながっている」という厳密な判断が求められ、同人の「位置やその左腕の角度などを視認していない」なら、それは無理といえよう。

弁護五二一の埼京線第三事件(東京高判平二・七・一四仁田陸郎裁判長)でも、コートを捲り上げられ、太股を「触られていると感じた。指が動くような感触だったので痴漢だと思い、その手の甲から手首にかけての部分、私の左手で掴み、顔を左に動かして、掴まえた手を視線で辿って顔を見たら被告人だった。顔を確認するまでは、手を離さずに握っていた。」と主張したが、「本件電車の乗車率は約二〇〇%で、乗客は身動きがとれないほどの混雑状況だったというのであり、被害者も、検察官から『痴漢から』触られているときに、その手は見ていますか」との質問を受けて、『混んでいたので、(乗客の)胸から下の辺りは見えなかったの、目で見てはいません。』との答えをしている。従って、……痴漢である可能性のある別の者を見落としていなかったのか、思い込みで判断した恐れがないかどうかについては疑問の余地が残る」等々と判示している(逆転無罪)。

なお、たとえば、逆転無罪とした東京高判平二・六・一一〔阿部文洋裁判長〕は、被害者が手を掴んだのはスカ―

トの外側であること、その際、犯人の手であると目で確認してはいないこと等に照らし、被害者の掴んだ手が犯人のものだと断定し難い、としている。また、前掲の大阪地裁堺支部平二・一・一二も、被害「女性は自分の臀部を触っている手を見ておらず、掴んだのも、スカートの外側にあった手首付近である旨述べており、その手首の先がスカート内に入っていることを確認した訳ではない」等と判示している。なお、第四款〔五〕の宇都宮線事件の東京高判平一〇・一二・二が、「何よりも、被害者は、臍の中に指を入れている手を確認した上で、そこから辿ってその手の持ち主が被告人だと確認したというのではないから、被害者の犯人確認方法は確かなものとは到底いえず、その証言を全面的に信用することはできない。」と鋭く指摘している。

《乙》背景、警察・検察のバイアス（一方当事者性）、被害者・目撃者の係争当事者の性格など 上記事象の背景

に関しては、そもそも、結構ありがちなバッグ・鞆・手等の接触を痴漢と誤解する場合や意外に稀とも断じ難いトラブル・腹癒せ等からの虚偽「痴漢被害」主張の場合を別としても、不特定多数の乗客が密集・密着し身動きも困難な混雑電車内では視野が大きく限定され犯人特定には想像が入りがちであり、又（多くの痴漢を繰り返しているような犯人などは、自分は捕まらないよう、他人の背後や横合い等から巧妙に手を伸ばして痴漢することが多い等の）専門的知識が欠けることも災いして、被害者の犯人特定（推理）は概して、主観的には自信があっても、甚だ不確実なものであり、「闇夜に鉄砲」ないし精々「下手な鉄砲も数撃ちや当たる」と言ってもそう過言ではなからうが、被害供述はそれだけで（正義感・同情・任務感に満ちた）警察や検察に信頼されがちであり（確信的・詳細なら尚更のようだが、概してむしろ危険か。渡部一四九、一五五、秋山・裁判官一三四参照）、他方では、被疑者の必死の弁解も（被害者が犯人に間違いないと証言しているし、被害者のすぐ近くにおいて痴漢できたことも確かだ、などと（本当は当てにならないことを頼りに）初めから無視・軽視

されがちな実情が窺われ、また、検挙率・起訴率の向上への誘惑が働く（なお、秋山・続弁護一四、飯島八三、八七、一八、市川一一四、一三六、二〇八）とも指摘されている。更に、検察による警察捜査チェックは、殺人事件も含む一般の事件ですら間々（小島九七・一八六、田原ら一四四（田中）、まして痴漢事件では普通余り行き届かず、また不起訴処分は警察の不満・抵抗に遭いがちでもあろう。

また、被害者・目撃者（そう自称する者）の供述・証言の進化・補強・固執——あるいは、被害者・逮捕協力者が帯び得る一種の「係争利害当事者」的性格——という問題が極めて重要である（秋山・迫る二八八、同・続弁護二一、同・裁判官一二七、一三三、一三七、一九一、井上二二七参照。すなわち、一旦、犯人として特定人を指名、現行犯逮捕すれば、それが根拠のある正当なものだったとされなければ立場・名誉がなくなり、責任を問われることにもなりかねないから、無意識的・意識的に、断然間違いなかったと思いたくなり、後からの理由付けを含め、根拠を充実させたくなくても、人情として極めて自然なことだし、その弱みや記憶の不鮮明等を突かれたりして、被害者への同情もあり善意で訴追・処罰へと心はやる警察・検察に示唆・誘導され、徹底的に自身の最初の記憶の内容・鮮明度等に固執して、少しでも違う感じやニュアンスがあれば署名・押印を断然拒否するというより、犯人指名を強める方向では多かれ少なかれアバウトでも（非頑強・譲歩的にあるいは暗示に影響され誤って）署名・押印の求めに応じ、となると、法廷でも（検察官との事前打ち合わせやその際の検察官からの念押しもあるし〔刑事訴訟規則一九一条の三のいわゆる証人テストにつき、佐藤二三三、小島一五一のほか、斎藤・東電九四〇二（三）第二段落〕、違ったことを言えば偽証とされかねないこともあり）それに沿って（時には、更に進めて）証言することが有りがちとみられるのだ（まず悪意はなかるうが、時に冤罪の加害者として実に罪深い。なお、心はやって影響を及ぼした警察・検察のせい、女性が「ウソまで言っただけ」として）などと被告人の

恨みを買う危険・場合もあり得よう。

関連して、今村核・刑弁五九号八八は、防衛医大事件での那須補足意見が「検察官としても……捜査段階での供述調書等の資料に添った矛盾のない供述が得られるように被害者との入念な打ち合わせに努め……公判での供述は外見上『詳細かつ具体的』、『逼真的』で、『不自然・不合理な点がない』ものとなる」と指摘するのを重要としつつ、「検察官の公判対策としての『入念な打ち合わせ』ばかりでなく、むしろ捜査段階における供述調書や、再現実況見分調書の作成過程においてこそ、供述の具体性、詳細性、迫真性等が獲得される。何通もの供述調書を比べると、通常、日付が後のものほど具体化、詳細化しており、情報量が増えている。日時の経過とともに情報量が減っていくのが記憶法則である。逆にこれが増えるのは、体験記憶以外に起源を持つ情報、すなわち、捜査官からの示唆、誘導や推測、想像などに基づく情報が増えているのである」と指摘する。鈴木一三三、一四六、二三四、二二九も、具体的事件につきほぼ同旨を含む。なお、多くのことを一挙に想起・供述・録取することは精神的等の事情で困難な場合もあり得ようし、捜査官に問われる等して本当のことを思い出すこともあり得ようが（福岡高判平二六・一一・二一川口政明裁判長も参照）、その種の問題ない「情報量増加」だけでもなく、捜査官の思い込みや有罪獲得志向等に影響された「情報量増加」が多い、という主旨であろう。そこで、「当初・初期」の被害供述・目撃供述の確保・可視化が望まれるところだが（今村二三五、渡部一六〇、渡部・研究三、斎藤・東電一〇七）、その録音録画や、まして開示は現状では不備といわざるを得ず、被害供述・目撃供述の批判的吟味は欠如・不十分となりがちである。

今村・上掲は、また、「被告人が犯人だと強く確信した被害者は、その人格特性にもよるが、たとえば、『痴漢中の手をつかんだ』とはつきり嘘で言うことに、それほど躊躇いがないのかも知れない」と述べる。「民事では偽証は多い」

と（信頼できると思われる先生から）聞いたことがある（なお、原田・人情一〇）。刑事でも、「人が変わる」とは言い切れず、都合でウソに流れることなしともいえない。また、乱暴な取調べをした捜査官が法廷で嘘をつくことは、必ずしも稀でもなかった、あるいは、むしろ多かったか、一般だった（精神的退廃進行の危険！）、と思われる。たとえば、市川二六四、渡部三九六・四〇六、正木六四・原田香留夫二六二、下村一〇七、一六一に加え、木谷・時報一三七（なお、木谷・基本一四、一五）参照。そこには、更に、「比較的最近、ある大物検察OBから、次のような話を直接聴いた。このOBは、『我々は、検事は法廷で少々の嘘をついてもよいと教育してきた。なぜなら、それによって真犯人が処罰されるのなら、大きな意味で正義が実現されるからだ』と言われたのである。」ともあり（率直で重大・貴重な証言！）、⁽⁸⁾意図的に、あるいは漠然とであれ、その種の考えで、供述調書等が作成されたり、打合せがなされたりすると、甚だ危ないことになる（冤罪の危険も十分意識してほしい。「検察の理念」参照）！

(7)（対応の本文は、第四款の末尾）痴漢事件ではないが、甲（後に被告人）が第三者Aの自動車を傷つけた、その犯行を目撃した、と（前から甲とトラブルになっていた）女B（Aの妻）が訴え（Bと仲良く甲には好意的でないCも、Bを支援するような供述をしている）、それを信用した警察が甲に自白を迫り、甲は検察に器物損壊罪で起訴されたが、一審（岡山地判平三〇・四・二〇〔岡本康博裁判官〕）で、①アリバイ示唆的な防犯カメラ映像が見付かった、②犯人なら（隠匿の可能性もなく）存在すべき証拠物件が甲宅や関連箇所から出ていない、③他方で、B・Cは中立的な証人ではない上に供述に矛盾・不自然さがある等の認定により、無罪となり、二審（広島高岡山支判平三〇・一〇・三〔橋本一裁判長〕）では、①は否定されたものの、②③の点は大筋維持され（また、甲の申出で行われたその洗われていない両手からの微物採取でもクロの証拠は出ていないと認定）、やはり無罪で、そのまま確定した（しかし、甲方は逮捕・勾留・裁判に加えP.T.S.D・自宅売却・一家引越など大変な目に遭ったという）事件も、新しいだけでなく、示唆的なところ多大で、甚だ注目されよう（二〇一八・

一一・二毎日新聞〔ネット〕記事「無罪確定女性『逮捕で一変』PTSD、家は売却」も参照。なお、同年、KatoSolも「近所の車に液体……『無罪』確定の決め手は？ 岡山」と題する解説（大野あゆみ記者）を放映し、相川哲弥ブログがこれを引用。

(8) 「対応の本文は、第五款の末尾付近」「大物検察OB」の率直で重大・貴重な証言に関連して、注目すべきことに、故・田中森一（元特捜検事）『辨のなかで悟った論語』一六九、一七三、一七七、二二五は、ウソか本当か、取調べメモを二重に作ったり（一通は、ありのままの不都合な内容ではなく、法廷に出すべく特に工夫したメモ）、被疑者等が供述していない文は飛ばして読み聞かせ署名・押印させるといった方法で偽りの調書を作ったり（入念に工夫）、完成した調書を（裁判官の心証を良くするよう）書き換えたり（バレないよう気を付けて契印を押す）、といった欺罔的な検察不正もあった、と書き遺す。

（本学法科大学院フェロー・本学名誉教授）